

○ 招 集 告 示

蓮田白岡衛生組合告示第2号

令和6年第1回（3月）蓮田白岡衛生組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年3月19日

蓮田白岡衛生組合

管理者 山 口 京 子

1 期 日 令和6年3月26日（火）午前9時00分

2 場 所 蓮田白岡衛生組合大会議室

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

令和6年第1回(3月)定例会 会期 3月26日 1日間

応招議員(12名)

1番	江 原 浩 之 議員	2番	浜 口 清 志 議員
3番	高 橋 健 一 郎 議員	4番	松 本 栄 一 議員
5番	木 佐 木 照 男 議員	6番	石 渡 征 浩 議員
7番	深 田 康 孝 議員	8番	武 藤 康 史 議員
9番	近 藤 純 枝 議員	10番	齋 藤 昌 司 議員
11番	斎 藤 信 治 議員	12番	菱 沼 あ ゆ 美 議員

不応招議員(なし)

令和6年第1回（3月）蓮田白岡衛生組合議会（定例会）会議録

令和6年3月26日（火曜日）

議事日程（第1号）

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 会議録署名議員の指名
- 4 会期の決定
- 5 諸報告
- 6 管理者提出議案の報告並びに上程
- 7 議案第1号～議案第6号の一括上程
- 8 管理者提出議案の総括説明並びに行政報告
- 9 議案第1号の内容説明
- 10 議案第1号に対する質疑
- 11 討 論
- 12 採 決
- 13 議案第2号の内容説明
- 14 議案第2号に対する質疑
- 15 討 論
- 16 採 決
- 17 議案第3号の内容説明
- 18 議案第3号に対する質疑
- 19 討 論
- 20 採 決
- 21 議案第4号の内容説明
- 22 議案第4号に対する質疑
- 23 討 論
- 24 採 決
- 25 議案第5号の内容説明
- 26 議案第5号に対する質疑
- 27 討 論
- 28 採 決

- 29 議案第6号の内容説明
- 30 議案第6号に対する質疑
- 31 討 論
- 32 採 決
- 33 副管理者の挨拶
- 34 閉 会

午前9時00分開会

出席議員（12名）

1番	江原浩之	議員	2番	浜口清志	議員
3番	高橋健一郎	議員	4番	松本栄一	議員
5番	木佐木照男	議員	6番	石渡征浩	議員
7番	深田康孝	議員	8番	武藤康史	議員
9番	近藤純枝	議員	10番	齋藤昌司	議員
11番	斎藤信治	議員	12番	菱沼あゆ美	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

山口京子	管理者	藤井栄一郎	副管理者
齋藤照雄	会計者	黒須靖之	事務局長
齋藤芳和	次長兼事務室長	高橋利男	次長兼廃棄物対策課長
片岡司	施設管理課長	町井孝行	蓮田市参事兼環境課長
関根啓文	白岡市環境課長		

事務局職員出席者

書記	大矢周治	書記	中山和夫
書記	安野敏幸	書記	中野泰孝
書記	塚越忍		

◇

◎開会の宣告

(午前9時00分)

○江原浩之議長 3月定例議会ご案内申し上げましたところ、全議員ご出席賜りまして誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第1回蓮田白岡衛生組合議会定例会を開会いたします。

◇

◎開議の宣告

○江原浩之議長 直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎会議録署名議員の指名

○江原浩之議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において

10番 齋藤昌司 議員

11番 齋藤信治 議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○江原浩之議長 日程第2、会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日3月26日の1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○江原浩之議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

◇

◎諸報告

○江原浩之議長 日程第3、諸報告をいたします。

本定例会に説明員として出席通知のあります者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。



◎管理者提出議案の報告並びに上程

○江原浩之議長 日程第4、管理者提出議案の報告並びに上程を行います。

事務局に朗読をいたさせます。

黒須事務局長。

〔事務局長朗読〕

○江原浩之議長 ただいま報告いたしました議案は、あらかじめお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。



◎議案第1号～議案第6号の一括上程

○江原浩之議長 議案第1号から議案第6号を本定例会に上程いたします。



◎管理者提出議案の総括説明並びに行政報告

○江原浩之議長 日程第5、管理者提出議案の総括説明並びに行政報告を求めます。

山口管理者。

○山口京子管理者 皆さん、おはようございます。江原浩之議長さんのお許しをいただきましたので、提出議案につきましてご説明を申し上げたいと存じますが、その前に一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和6年第1回蓮田白岡衛生組合議会定例会が開催されますこと、厚く御礼を申し上げます。議員の皆様におかれましては、年度末の大変お忙しい中ご参集を賜り、誠にありがとうございます。また、議員の皆様には、両市をはじめ組合進展のため多大なるご尽力をいただいておりますことに重ねて御礼を申し上げます。

それでは、提出議案について総括説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

ご審議を賜ります案件は、人事案件が1件、条例関係が3件、予算関係が2件でございます。

初めに、議案第1号 蓮田白岡衛生組合公平委員会委員の選任につきましてご説明を申し上げます。当組合の公平委員会委員である中野諭氏の任期が令和6年3月26日で満了となりますので、その後任といたしまして岩崎理氏を公平委員会委員に選任することについて同意を得たいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、本案を提出するものでございます。

次に、議案第2号 蓮田白岡衛生組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。本条例は、地方自治法の一部改正に伴い規定の整備をしたいので、提案するものであります。

次に、議案第3号 蓮田白岡衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。本条例は、人事院規則の一部改正に準じ夏季休暇の使用可能期間の見直しをしたいので、提案をするものでございます。

次に、議案第4号 蓮田白岡衛生組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。本条例は、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給等所要の改正を行うため、提案をするものでございます。

次に、議案第5号 令和5年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ499万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億2,108万3,000円とするものでございます。

それでは、歳入の主な内容につきましてご説明を申し上げます。2款使用料及び手数料につきましては、燃えるごみ用有料指定ごみ袋の販売手数料の増収が見込まれるため増額するほか、収入見込みのついた手数料を減額するものです。

次に、3款財産収入につきましては、資源物の売却において、古紙類売却について増収が見込まれることから増額をするものです。

次に、歳出であります。1款議会費につきましては、本年度の事業費の執行見込みがございましたので、減額するものです。

2款総務費につきましては、予算執行額が確定した一般廃棄物基本計画改定業務委託費等の補正をお願いするものです。また、施設整備基金費については、組合施設整備基金条例に基づき、将来の財源として3,000万円を積み増しするものでございます。

3款衛生費につきましては、指定ごみ袋の製作費用の増額をお願いするほか、執行見込みのついた光熱水費を減額するものでございます。

続きまして、議案第6号 令和6年度蓮田白岡衛生組合一般会計予算につきましてご説明を申し上げます。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ19億4,344万3,000円と定めるものでございまして、対前年度比で6.9%の減となっております。

第2条につきましては、ホームページ保守業務委託費のほか21件の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

第3条においては、一時借入金の限度額を1億円と定めてございます。

次に、歳入につきまして申し上げます。分担金及び負担金につきましては、両市にご負担をいただくものでございます。予算全体の構成比としては74.4%でございます。予算額につきましては14億4,469万4,000円で、対前年度比3.2%の減でございます。

使用料及び手数料につきましては、ごみ手数料及びし尿手数料を計上してございまして、7月からの搬入ごみ手数料改定分を含めて計上させていただいております。予算額につきましては3億9,499万4,000円で、対前年度比9.4%の増でございます。

財産収入につきましては、鉄、アルミ、ペットボトル、古紙などの売却益を計上してございます。予算額につきましては8,230万7,000円で、対前年度比9.8%の減でございます。

繰越金につきましては、前年度と同額の2,000万円を計上してございます。

諸収入につきましては、預金利子のほか、職員等の駐車場利用料を計上してございます。

次に、歳出の主なものにつきまして申し上げます。議会費につきましては291万8,000円で、対前年度比86.6%の増でございます。

総務費につきましては3億2,145万2,000円で、対前年度比6.9%の減でございます。

衛生費につきましては14億4,993万7,000円で、対前年度比3.8%の減となっております。

公債費につきましては1億6,413万6,000円で、対前年度比3.1%の増となっております。

予備費につきましては、前年度と同額の500万円を計上しております。

詳細につきましては、後ほど事務局からご説明を申し上げます。

以上、提出議案の総括説明をさせていただきました。慎重ご審議の上、ご同意及びご可決賜りますようお願い申し上げます。提出議案の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、行政報告をさせていただきます。これから求められる分別収集についてご報告をいたします。当組合では、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項についてご審議いただくための諮問機関として廃棄物減量等推進審議会を設置しております。このたび令和4年8月に本審議会へ諮問した「これから求められる分別収集について」別添のとおり答申をいただきましたので、ご報告を申し上げます。

本審議会では、令和4年4月1日に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律への対応や現状の収集時における課題等についてご審議をいただき、現在の分別収集の見直し及び新たなプラスチックの分別収集など、これから求められる分別収集についての答申がなされました。答申の概要といたしましては、有料指定ごみ袋について、20リットルよりも小さな袋の製作及びレジ袋タイプへの形状の見直しなど、他市町村の取組を参考に様々な視点から費用対効果の検証を行い、さらなる検討が要望されたほか、車輛火災等の原因となる充電式の二次電池は危険性から新たな分別収集品目へ追加すること、瓶や缶の蓋など分別区分の分かりにくいものを周知すること、ごみ収集時におけるオルゴールの吹鳴については、市民への周知を行い、廃止の方向で検討するこ

と、また法律の施行に伴う廃プラスチックの分別収集の導入には様々な条件や課題があるが、当組合においても早急に取り組む必要があり、ごみ焼却施設の基幹的設備改良工事終了が予定されている令和11年度以降速やかに分別収集を開始するよう要望されたところでございます。

今後におきましては、このたびの答申を踏まえまして、当組合の最上位の計画である一般廃棄物処理基本計画の改定に合わせて分別区分の見直し等を行い、適正なごみ処理行政を推進するための施策を実施してまいりたいと考えております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

○江原浩之議長 管理者提出議案の総括説明並びに行政報告が終わりました。



◎議案第1号の内容説明

○江原浩之議長 日程第6、議案第1号 蓮田白岡衛生組合公平委員会委員の選任についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

山口管理者。

○山口京子管理者 それでは、議案第1号 蓮田白岡衛生組合公平委員会委員の選任につきまして内容説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

当組合の公平委員会委員である中野諭氏の任期が令和6年3月26日をもって満了となるため、その後任といたしまして岩崎理氏を公平委員会委員に選任することについて同意を得たいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により提案するものでございます。

なお、岩崎理氏の経歴につきましては、配付させていただきました略歴のとおりでございます。同氏は埼玉県北足立郡伊奈町在住の方でございまして、蓮田市の公平委員会委員を務めていただいております。識見を兼ね備え、適任でございますので、議会のご同意を賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

○江原浩之議長 説明が終わりました。



◎議案第1号に対する質疑

○江原浩之議長 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

12番、菱沼議員。

○12番 菱沼あゆ美議員 ちょっと1点お伺いしたいのが、今、蓮田市の公平委員会の委員でいらっしゃるということなのですが、この兼務については支障はないのか、お伺いいたします。

○江原浩之議長 齋藤次長。

○齋藤芳和次長兼庶務課長兼会計室長 問題ございません。以上です。

○江原浩之議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○江原浩之議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

◇

◎討 論

○江原浩之議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○江原浩之議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

◇

◎採 決

○江原浩之議長 これより採決に入ります。

議案第1号 蓮田白岡衛生組合公平委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○江原浩之議長 ご着席ください。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◇

◎議案第2号の内容説明

○江原浩之議長 日程第7、議案第2号 蓮田白岡衛生組合監査委員に関する条例の一部を改正する

条例についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

黒須事務局長。

○黒須靖之事務局長 それでは、議案第2号 蓮田白岡衛生組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例につきまして内容説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方自治法の一部改正による条ずれに対応するための同法の条項を引用している関係条例につきまして、所要の改正をするものでございます。

なお、施行期日につきましては、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○江原浩之議長 説明が終わりました。



◎議案第2号に対する質疑

○江原浩之議長 これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○江原浩之議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○江原浩之議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○江原浩之議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○江原浩之議長 これより採決に入ります。

議案第2号 蓮田白岡衛生組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○江原浩之議長 ご着席ください。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



◎議案第3号の内容説明

○江原浩之議長 日程第8、議案第3号 蓮田白岡衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

黒須事務局長。

○黒須靖之事務局長 それでは、議案第3号 蓮田白岡衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例につきまして内容説明をさせていただきます。

今回の改正は、人事院規則の一部改正に準じ夏季休暇の使用可能期間の見直しをするために、規定の整備を行うものでございます。職員の夏季休暇は、心身の健康の維持及び増進等のために、7月から9月までの期間において3日の範囲で取得することが可能でございますが、当該期間が業務上繁忙期に当たるなど、一部の職員は休暇の取得が困難な状況が生じております。業務の都合等により当該期間に休暇を取得することが困難な職員について、当該期間を前後1か月期間拡大し、6月から10月まで休暇の取得を可能とするものでございます。

なお、施行期日につきましては、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○江原浩之議長 説明が終わりました。



◎議案第3号に対する質疑

○江原浩之議長 これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

11番、斎藤信治議員。

○11番 齋藤信治議員 この規定は、その職員というのは正規職員それともそれ以外の者も対象になるのですか。

○江原浩之議長 齋藤次長。

○齋藤芳和次長兼庶務課長兼会計室長 職員以外の会計年度任用職員と再任用職員も該当するものでございます。

○江原浩之議長 ほかに質疑ありませんか。

6番、石渡征浩議員。

○6番 石渡征浩議員 この議案と直接関係ないのですけれども、冬季休暇もあるのですよね。

○江原浩之議長 齋藤次長。

○齋藤芳和次長兼庶務課長兼会計室長 冬季における休暇は特に設けてございません。

○江原浩之議長 ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○江原浩之議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○江原浩之議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○江原浩之議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○江原浩之議長 これより採決に入ります。

議案第3号 蓮田白岡衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○江原浩之議長 ご着席ください。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第4号の内容説明

○江原浩之議長 日程第9、議案第4号 蓮田白岡衛生組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

黒須事務局長。

○黒須靖之事務局長 それでは、議案第4号 蓮田白岡衛生組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例につきまして内容説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給等について、所要の改正を行うものでございます。

最初に、第2条第1項において、パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当及び勤勉手当の支給について定めるものでございます。

また、同条第9項において、期末手当及び勤勉手当の支給割合を定年前再任用短時間勤務職員の例から常勤職員の例に改めるとともに、任期が6か月未満のパートタイム会計年度任用職員につきましては、期末手当及び勤勉手当を支給しないことを定めるものでございます。

次に、第4条において、国による事業などに対して統一的な基準に基づき報酬等を支給する必要があるパートタイム会計年度任用職員に対する期末手当及び勤勉手当の支給について定めるものでございます。

次に、第6条第1項において、フルタイム会計年度任用職員に対する期末手当及び勤勉手当の支給について定めるものでございます。

また、同条第4項において、勤勉手当の支給割合及び任期が6か月未満のフルタイム会計年度任用職員につきましては、期末手当及び勤勉手当を支給しないことを定めるものでございます。

なお、施行期日につきましては、令和6年4月1日から施行するものでございます。

また、附則第2項におきましては、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございまして、会計年度任用職員に期末手当及び勤勉手当を支給することに伴い、文言の整理をするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○江原浩之議長 説明が終わりました。



◎議案第4号に対する質疑

○江原浩之議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、近藤議員。

○9番 近藤純枝議員 ご質問させていただきたいのは、任期が6か月未満は支給されないということであるのですけれども、フルタイムは何日以上で何時間以上の仕事をなさっている方が対象になるのでしょうか、教えてください。

○江原浩之議長 齋藤次長。

○齋藤芳和次長兼庶務課長兼会計室長 支給要件でございますけれども、フルタイム及びパートタイム会計年度職員ともに任期が6か月以上の者で、1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者となります。フルタイムで2日間以上の勤務が必要となっているということでございます。

以上でございます。

○9番 近藤純枝議員 ありがとうございます。

○江原浩之議長 ほかに質疑ありませんか。

6番、石渡議員。

○6番 石渡征浩議員 ちょっと基本的なところなのですが、勤勉手当、何を以て勤勉という判断をするのでしょうか、何か基準があるのですか。

○江原浩之議長 齋藤次長。

○齋藤芳和次長兼庶務課長兼会計室長 会計年度任用職員につきましては、評価制度がございますので、勤務評価をさせていただいた上で判断をさせていただくものでございます。

○江原浩之議長 ほかに質疑ありませんか。

9番、近藤議員。

○9番 近藤純枝議員 もう一つ、会計年度にいらっしゃる人数と対象者は何名いらっしゃるのでしょうか。

○江原浩之議長 齋藤次長。

○齋藤芳和次長兼庶務課長兼会計室長 現時点で6人の方が会計年度任用職員として勤務をされております。その中で対象となっている方は、ふれあい収集業務を担当している2名と、庶務課で補助をしていただいている職員1名、3名でございます。

以上でございます。

○9番 近藤純枝議員 ありがとうございます。

○江原浩之議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○江原浩之議長 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。

◇

◎討 論

○江原浩之議長 これより討論に入ります。
まず、本案に対する反対討論の発言を許します。
〔「なし」と言う人あり〕

○江原浩之議長 反対討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。

◇

◎採 決

○江原浩之議長 これより採決に入ります。
議案第4号 蓮田白岡衛生組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。
〔起立全員〕

○江原浩之議長 ご着席ください。起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第5号の内容説明

○江原浩之議長 日程第10、議案第5号 令和5年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

黒須事務局長。

○黒須靖之事務局長 それでは、議案第5号 令和5年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第3号）につきまして内容説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ499万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億2,108万3,000円とするものでございます。

1 ページをお開きください。初めに、歳入でございますが、2 款使用料及び手数料及び3 款財産収入並びに6 款諸収入において増額をお願いするものでございます。

次に、歳出では、1 款議会費及び3 款衛生費を減額し、2 款総務費においては増額をお願いするものでございます。

2 ページを御覧ください。一般廃棄物処理基本計画改定業務委託につきましては、契約額が確定したことに伴い減額するものでございます。

次に、第3 表、繰越明許費補正でございますが、1、追加のクレーン補修工事につきましては、電子機器であるインバーターの納期に時間を要していることから、今年度での完成が難しいため、繰越明許費の補正をお願いするものでございます。

次に、2、変更でございますが、中央制御室シーケンサー交換工事につきましては、契約金額が確定したことにより、繰越明許費の減額をお願いするものでございます。

続きまして、歳入歳出予算に関する補正につきまして事項別明細書にてご説明を申し上げます。

3 ページをお開きください。初めに、歳入につきましてご説明申し上げます。2 款2 項1 目手数料、1 節ごみ手数料のごみ処理手数料（有料指定ごみ袋）につきましては、指定ごみ袋の販売枚数が予測枚数を上回る見込みであることから、470万円の増額をお願いするものでございます。

次の一般廃棄物処理業許可申請手数料につきましては、許可業者が1 社減少したため、5,000円を減額するものでございます。

次の産業廃棄物（廃プラスチック類）収集運搬処分手数料につきましては、小規模事業者の産業廃棄物を収集する際に使用している指定ごみ袋の販売枚数が予定数量を下回る見込みであることから、20万円を減額するものでございます。

次に、2 節し尿手数料につきましては、し尿収集対象世帯の減少等により減額するものでございます。

次に、3 款2 項1 目物品売払収入のペットボトル売却につきましては、単価の下落により80万円を減額するものでございます。

次の古紙類売却につきましては、段ボールの数量増加など、当初の見込みより売却益の増収が見込まれることから、200万円の増額をお願いするものでございます。

次のリサイクル家具売却につきましては、汚泥再生肥料の販売数が前年度と比較いたしまして減少していることから、5万2,000円を減額するものでございます。

続きまして、6 款2 項1 目雑入の広告収入につきましては、収集日程表をカレンダー方式に変更したことに伴い広告スペースが減少したため、1 枠分3万円を減額するものでございます。

次の体験講座参加費につきましては、体験講座の受講生が減少していることから、6,000円を減額するものでございます。

次の東京電力福島第一及び第二原子力発電所事故賠償金につきましては、令和3 年度分の賠償額

が確定しましたので、5万9,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。4ページを御覧ください。最初に、1款1項1目議会費、12節委託料の会議録調製業務委託費につきましては、執行見込みがついたことから不用額を減額するものでございます。

続きまして、2款1項1目一般管理費、1節報酬から12節委託料までにつきましては、執行見込みがついたことから不用額を減額するものでございます。

次に、2目財産管理費、12節委託料につきましては、執行見込みがついたことから不用額を減額するものでございます。

次に、13節使用料及び賃借料の計量室電子表示板借上料につきましては、ごみの搬入者への情報提供用として電子表示板の借り上げを予定しておりましたが、代用の電子表示板の用意ができましたので、予算額22万9,000円を減額するものでございます。

次に、3目施設整備基金費、24節積立金につきましては、蓮田白岡衛生組合施設整備基金条例に基づき、将来の施設整備に必要な財源として3,000万円の積み増しをお願いするものでございます。

5ページをお開きください。3款1項1目清掃総務費、10節需用費の光熱水費ですが、電気料につきましては、12月にも大幅に減額をさせていただきましたが、電気・ガス価格激変緩和対策事業として、政府からの補助金により令和6年4月まで電気料金の値引きが生じていることなど、当初の見込みをさらに下回ることから2,000万円を減額するものでございます。

次に、11節役務費の指定ごみ袋売捌手数料及び12節委託料の指定ごみ袋製作及び配送業務委託費につきましては、販売枚数が予想を上回ることが見込まれることから、それぞれ増額をお願いするものでございます。

次の粗大ごみ収集受付及び指定ごみ袋注文受付業務委託費、計量器保守点検業務委託費につきましては、執行見込みがついたことから不用額を減額するものでございます。

次に、22節償還金、利子及び割引料につきましては、白岡市内の指定ごみ袋販売店の閉店に伴い返却された有料指定ごみ袋代5万9,000円の還付をお願いするものでございます。

続きまして、2目じん芥処理費及び3目し尿処理費につきましては、執行見込みがついたことから不用額を減額するものでございます。

次の4目リサイクル促進費、7節報償費につきましては、執行見込みがついたことから不用額を減額するものでございます。

また、6ページにつきましては給与費明細書、7ページにつきましては継続費及び繰越明許費に関する調書を掲載しておりますので、ご参照いただければと存じます。

1点発言の訂正をお願いいたします。東京電力福島第一及び第二原子力発電所事故賠償金について、「令和3年度分」と申し上げましたが、「令和4年度分」の間違いでございますので、訂正をしておわびをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上で議案第5号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○江原浩之議長 説明が終わりました。



◎議案第5号に対する質疑

○江原浩之議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、斎藤信治議員。

○11番 斎藤信治議員 まず、3ページの一般廃棄物処理業務許可申請手数料なのですけれども、5,000円のことを云々ではないのですけれども、業者が減ったということで、それは衛生組合に対して何らかの事業を運営する上の問題点は発生しないのでしょうか。

○江原浩之議長 高橋次長。

○高橋利男次長兼廃棄物対策課長 20社あったのですが、19社で1社減ったのですが、ほかの業者さんが一応一般廃棄物の収集運搬行っておりますので、影響はないと考えております。

○江原浩之議長 11番、斎藤議員。

○11番 斎藤信治議員 分かりました。影響ないようにぜひ頑張ってくださいと思います。

もう一点、その前のページの一般廃棄物処理基本計画業務委託なのですけれども、これ契約が確定したということなのですけれども、1,000万から600万ということで随分減っているのですけれども、これはもともとの見積りが違っているのではないかという気がしてしょうがないのですけれども、この減った理由を教えてください。

○江原浩之議長 高橋次長。

○高橋利男次長兼廃棄物対策課長 当初、最初に設計したとき各業者と打合せをさせていただきまして、予算計上させていただき、設計を組んだ形なのですが、実際入札かけてみましたらばこの金額で落札したというのが現状でございます。

以上になります。

○江原浩之議長 ほかに質疑ありませんか。

3番、高橋議員。

○3番 高橋健一郎議員 3ページの6款諸収入の東京電力福島第一及び第二原子力発電所事故賠償金、これどういう内容の賠償金なのか教えてください。

○江原浩之議長 斎藤次長。

○斎藤芳和次長兼庶務課長兼会計室長 こちらにつきましては、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力

発電所の事故により放出された放射能物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法、東京電力福島第一及び第二原子力発電所事故で爆発事故が発生しました。この際に放出された放射能によって各自治体で負担を余儀なくされたもの、例えば最終処分場から放射能が焼却灰に含まれていないか調査をするように報告を求められたり、あとは焼却灰等の処分に当たって差額が生じたり、そういったものが発生したときに東京電力に対して賠償金の請求をするものでございます。

以上でございます。

○3番 高橋健一郎議員 ありがとうございます。

○江原浩之議長 ほかに質疑ありませんか。

8番、武藤議員。

○8番 武藤康史議員 4ページの一番最下段の施設整備基金費の積み増しのところですが、今期3,000万積み増した後の年度末の残高を教えてくださいませんか。

○江原浩之議長 齋藤次長。

○齋藤芳和次長兼庶務課長兼会計室長 3,000万円を積み増した後の残高でございますが、4億3,078万7,444円でございます。

以上でございます。

○8番 武藤康史議員 ありがとうございます。

○江原浩之議長 ほかに質疑ありませんか。

6番、石渡議員。

○6番 石渡征浩議員 3ページの歳入のごみ処理手数料（有料指定袋）470万円プラスというところと、それから5ページの歳出のところ、2行目、指定ごみ袋売捌手数料と、その下の指定ごみ袋製作及び配送業務委託費って、これは1対1の関係になっているのですか、まず。

○江原浩之議長 高橋次長。

○高橋利男次長兼廃棄物対策課長 1対1ではないのですが、歳入分が増えますと、当然指定ごみ袋の配送枚数が増えますので、その配送料と、あと当然販売しますと販売店に支払う支払手数料がございますので、その分が増額ということでさせていただいております。

○江原浩之議長 6番、石渡議員。

○6番 石渡征浩議員 それはそうなのですが、1対1ではないということなので、単純にプラス分と、それから歳入のプラス分と歳出のプラス分が大体同じぐらいの額になるのかなというように考えていたのですが、先ほど1対1ではないということなので、ちなみにこれって販売が例えば100増えたときに当然原価も何割か増えますよね。配送料も増えるし、それから販売手数料も増えて、そこはもし、もうけを出すという考えなければイコールになると思うのですが、それはイコールというふうに捉えてよろしいのですか。

○江原浩之議長 齋藤次長。

○齋藤芳和次長兼庶務課長兼会計室長 手数料のところにつきまして、有料指定ごみ袋は実際に市民の方がご負担いただくごみの袋を買ったときの手数料でございます。歳出のほうの経費につきましては、袋を作ると販売店に納める、また売捌手数料につきましては、販売店にお支払いをする手数料となっております。ですので、例えば燃えるごみ用の指定ごみ袋50円の手数料を取った場合について、その1枚を作るための製作費用が計上されているという内容になります。なので、今回販売の見込みが付きましましたので、それについて手数料の増収分と、その販売が増える袋の製作するお金と販売店にお支払いするお金を合わせて補正をさせていただいている、そういう関係性でございます。

○江原浩之議長 ほかに質疑ありませんか。

12番、菱沼議員。

○12番 菱沼あゆ美議員 今の質問にちょっと続くような質問なのですけれども、ごみ袋に関して、数が上回る見込みというのはどのような根拠というか、どこをどう見て判断していらっしゃるのでしょうか。

○江原浩之議長 高橋次長。

○高橋利男次長兼廃棄物対策課長 一応こちらの根拠につきましては、過去5年間の実績を基に3月末までの予測値を出しまして数字を持っております。

○江原浩之議長 12番、菱沼議員。

○12番 菱沼あゆ美議員 傾向として増えている感覚なのでしょうか。それに加えて、理由というか、なぜこう増えているのか、お伺いいたします。

○江原浩之議長 高橋次長。

○高橋利男次長兼廃棄物対策課長 平成30年の頃の、コロナ前の水準に今戻ってきている段階になっていまして、コロナになった時点でちょっと指定ごみ袋の販売数が非常に増えたのです。それが年々下がってきておりまして、実際的には今回予想値としましてコロナの前の段階の数字でちょっと予想持っていたのですが、それより上回って販売できたもので増額をさせていただいたものでございます。

○江原浩之議長 ほかに質疑ありませんか。

11番、齋藤議員。

○11番 齋藤信治議員 先ほど施設整備基金の積立金のお話がありましたけれども、すみません、これ積立金の目標と目標額、目標年度、それは変わっているのであればそれはどういうふうに変更するつもりなのか、その辺をお聞かせ願いたい。

○江原浩之議長 齋藤次長。

○齋藤芳和次長兼庶務課長兼会計室長 施設整備基金の目標額でございますが、こちらにつきましては、平成25年の段階で将来の施設整備に必要な財源として92億円、新しい施設を造るときに92億円

程度かかる、その中から循環型社会形成推進交付金、国からの交付金とか、あとは起債の借入れとかをして、不足する額、一般財源分として3億8,000万円程度、この3億8,000万円を25年度を初年度として令和10年まで約15年間積立てをするということで割り返した数字が1年当たりで2,500万円ということで予算計上させていただいております。また、今年度につきましては既に2,500万円を積み増しをさせていただいて、今回は3,000万円の積み増しをさせていただくということで予算計上させていただいております。

以上でございます。

○江原浩之議長 11番、齋藤議員。

○11番 齋藤信治議員 ということは、もう既に予定額は超えているということですよ。すると、計画の見直しも必要かなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○江原浩之議長 齋藤次長。

○齋藤芳和次長兼庶務課長兼会計室長 議員おっしゃるとおりでございます。今、当組合のごみ処理施設の整備方針は、新しい施設を建てるのではなく、既存の施設を延命化するという方針に変わりました。また、目標額は達成しているのですが、今現在の長寿命化計画が令和10年度までとなっております。今、例えば多額の工事費が生じる場合に起債の借入れが償還年数の関係からできなくなっております。もし多額の工事が必要となるような故障が発生した場合は、基金から取り崩して充てるということも考えられますので、目標額は達成しているところではございますが、不測の事態に備えて積み増しをさせていただく。また、工事費につきましても、資材価格の高騰であったり、人件費の高騰ということで、平成25年当初は92億円ぐらいで造れるという予測でしたが、現在の工事価格は160億円以上ということで工事の価格も上がっていますので、またこの基金の目標額の見直しにつきましては、現在長寿命化計画作成業務委託を発注しております。この中で経費が算出されますので、それに合わせて再度基金の積立額は見直しをさせていただく、このように考えております。

○江原浩之議長 ほかに質疑ありませんか。

10番、齋藤議員。

○10番 齋藤昌司議員 またたびたびごみ袋の話で失礼するのですけれども、このごみ袋というのは工場出荷時がこの処理場の収入になっているという考え方でよろしいのですか、お金の計算上。

○江原浩之議長 高橋次長。

○高橋利男次長兼廃棄物対策課長 そのとおりでございます。

○10番 齋藤昌司議員 工場出荷時が。

○高橋利男次長兼廃棄物対策課長 すみません、工場出荷時ではございません。販売店で売ったときにこちらのほうの収入となるものです。

○江原浩之議長 10番、齋藤議員。

○10番 齋藤昌司議員 ということは、今、販売店、ある在庫は費用負担等はどこがしているということなのでしょう、一時的に置かれている。考え方によるとこれちょっと違う、今の話そうなのかなと思うのですけれども。

○江原浩之議長 高橋次長。

○高橋利男次長兼廃棄物対策課長 こちらのほうから販売店に納品したときに料金をいただく形になっておりまして、販売店は店に飾った時点でお店の在庫販売品ということになっております。仮に店舗閉店した場合には、組合が引き揚げさせていただいて、料金をお返しするという制度になっております。

○江原浩之議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○江原浩之議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○江原浩之議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○江原浩之議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○江原浩之議長 これより採決に入ります。

議案第5号 令和5年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第3号）の件について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○江原浩之議長 ご着席ください。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第6号の内容説明

○江原浩之議長 日程第11、議案第6号 令和6年度蓮田白岡衛生組合一般会計予算についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

黒須事務局長。

○黒須靖之事務局長 それでは、議案第6号 令和6年度蓮田白岡衛生組合一般会計予算の主な内容につきましてご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。初めに、第1条では、令和6年度の当初予算総額について、歳入歳出それぞれ19億4,344万3,000円と定めるものでございます。

次に、第2条では、債務負担行為について定めるもので、詳細につきましては、4ページ及び5ページに記載のホームページ保守業務委託費のほか21件を定めるものでございます。

次に、第3条では、一時借入金の最高額を1億円と定めるものでございます。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。7ページをお開きください。総括につきましては、歳入歳出合計それぞれの総額は19億4,344万3,000円、前年度比較は1億4,479万5,000円、6.9%の減となっております。

それでは、歳入の主なものにつきましてご説明申し上げます。9ページをお開きください。1款1項1目分担金につきましては、組合格約に基づき、均等割25%、人口割75%に相当する額として13億3,430万3,000円を両市にご負担いただくもので、蓮田市52.858%、白岡市47.142%の割合となり、対前年度比は7,035万4,000円、5%の減でございます。

次に、2項1目負担金につきましては、不燃物収集運搬に係る費用の負担金でございます。組合格約及び条例の規定に基づき、1世帯につき月額140円を両市にご負担いただいているもので、対前年度比では、蓮田市で延べ3,996世帯の増、白岡市で2,306世帯の増を見込んでおります。また、蓮田市の環境センターだより全戸配布負担金として183万9,000円を計上しているほか、伊奈町から1か月約600トンの可燃ごみを受入れするため、伊奈町負担金として2,154万円を計上しております。

続きまして、2款1項1目使用料、1節リサイクルプラザ使用料につきましては、エコプラザの研修室、会議室を利用する際の使用料でございます。

次に、2款2項1目手数料の1節ごみ手数料のごみ処理手数料につきましては、燃えるごみ用と燃やせないごみ用の有料指定ごみ袋の販売手数料でございます。

次の搬入ごみ手数料につきましては、当組合にごみを持ち込む際の手数料でございます。7月からの手数料改定分として、対前年度比で3,093万5,000円、27%の増を見込んでおります。

次に、10ページをお開きください。一番下の段の3款2項1目物品売払収入につきましては、鉄、アルミ、ペットボトル、古紙類などの各種資源物の売却収入でございます。資源物につきましては、

数量の減少及びペットボトルの単価が下落していることにより、前年度と比較して895万7,000円の減となっています。

次に、11ページを御覧ください。4款1項1目基金繰入金につきましては、施設整備の費用に不足が生じた場合の財源として基金を充てる必要が想定されることから、目開けとして計上しております。

次に、5款1項1目繰越金につきましては、前年度繰越金として2,000万円を計上しております。

次に、6款1項1目組合預金利子につきましては、歳計現金の資金運用に係る定期預金利子でございます。

次の6款2項1目雑入につきましては、広報誌などへの広告掲載料及びエコプラザでの体験講座の参加費用のほか、職員並びに委託業者等の駐車場使用料及び保険事務取扱手数料でございます。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。13ページをお開きください。最初に、1款議会費につきましては、報酬、旅費などおおむね前年同様の予算を計上しておりますほか、庁用器具費として議場用の机4台の購入費用として120万6,000円を計上しております。

次に、2款1項1目一般管理費、1節報酬につきましては、正副管理者並びに各審議会委員等の非常勤特別職及び会計年度任用職員の報酬でございます。

14ページをお開きください。2節給料から4節共済費につきましては、再任用職員を含む職員32名分の人件費でございます。

次に、8節旅費につきましては、非常勤特別職の費用弁償や職員の旅費でございます。

次に、10節需用費の印刷製本費につきましては、ごみ収集日程表及び年3回発行しております環境センターだより等の作成に要する費用でございます。

次に、11節役務費の通信運搬費につきましては、電話料及びインターネットの回線使用料でございます。

次に、12節委託料の定期健康診断業務委託費につきましては、職員の定期健康診断に要する費用でございます。

次に、一般廃棄物処理基本計画策定委託費につきましては、施設の整備方針の確定に伴い、計画内容の見直しに要する費用でございます。

次に、15ページを御覧ください。18節負担金、補助及び交付金の埼玉県総合事務組合退職手当負担金につきましては、本年度末に1名が退職を予定していることから、特別負担金を併せて計上しております。

次に、16ページをお開きください。2目財産管理費、12節委託料の電気設備点検業務委託費につきましては、電気事業法で規定している電気工作物の保安管理業務を委託する費用でございます。

次に、3目施設整備基金費につきましては、施設整備基金条例に基づき、当組合の施設整備に必要な財源を確保するための費用として積立てするものでございます。なお、既に当初の目標額に達

しておりますが、資材価格の高騰などにより年々工事費が増加していること、また施設が老朽化していることから、故障等により高額な工事費用が発生した際には基金を取り崩し工事費に充てることとが想定されるため、前年度と同額の予算を計上しております。

次に、17ページを御覧ください。一番下の段の3款1項1目清掃総務費、10節需用費の2つ目、燃料費につきましては、ごみ焼却施設の点火用燃料として使用するA重油などの購入費用でございます。

次の光熱水費につきましては、電気料及び水道料の費用でございます。電気料につきましては、契約内容の見直しにより、前年度より7,068万7,000円減の1億8,363万1,000円を計上しております。

次の機械修繕料につきましては、計量システムに不具合が生じた際の修繕費用でございます。

次に、11節役務費の指定ごみ袋売捌手数料及び清掃券売捌手数料につきましては、取扱店への売捌手数料でございます。

次に、12節委託料の指定ごみ袋製作及び配送業務委託費につきましては、有料指定ごみ袋の製作のほか、取扱店までの配送業務を含む委託費でございます。

18ページをお開きください。上から3つ目の施設維持管理運転業務費につきましては、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設及びし尿処理施設の運転管理に要する業務委託費でございます。

次の温室効果ガス検証業務委託費につきましては、温室効果ガス排出量の検証結果を埼玉県に提出することが義務づけられていることから、温室効果ガス検証業務を第三者検証機関に委託するものでございます。

次に、13節使用料及び賃借料の自動車番号認識システム借上料につきましては、台貫計量時に車輛番号を読み取り、搬入者の把握及び入退場の確認を行うシステムの借上料でございます。

次に、17節備品購入費につきましては、計量室で使用している椅子を購入する費用でございます。

次に、18節負担金、補助及び交付金の職員研修負担金につきましては、ごみクレーンの運転免許保有職員の退職に伴い、クレーン免許取得に要する費用でございます。

1つ飛んで、全国都市清掃会議負担金につきましては、施設整備に関する技術支援等を受けるため、廃棄物処理事業を所管する市町村、一部事務組合など531団体が加入している公益社団法人に加入するための負担金でございます。

次に、2目じん芥処理費、10節需用費の消耗品費につきましては、廃乾電池用のドラム缶や防じんマスク、防護服、焼却炉に使用する熱電対などの消耗品を購入する費用でございます。

次に、1つ飛んで、機械修繕料につきましては、ごみ処理施設における緊急的な修繕に要する費用でございます。

次に、1つ飛んで、薬品費につきましては、ごみ焼却時に発生する窒素酸化物、塩化水素などを中和、除去するための尿素水、消石灰など薬品の購入に要する費用でございます。

次の機械点検整備料につきましては、コンプレッサー点検整備、排ガス分析計点検整備等に要す

る費用でございます。

次の車両修繕料につきましては、場内で使用している重機の保守点検に要する費用でございます。

19ページを御覧ください。12節委託料の燃えるごみ等収集業務委託費につきましては、行政区域内の約5万世帯、3,700か所の集積所で排出される燃えるごみ等の収集業務に要する費用でございます。

次の焼却灰・ばいじん等処分業務委託費につきましては、焼却灰、ばいじん等の資源化や埋立て処分に要する費用でございます。

次のごみ処理施設環境測定業務委託費につきましては、法令に基づき、排ガスや焼却灰のダイオキシン類濃度等を測定する業務委託費でございます。

次のごみ処理施設機器保守点検業務委託費につきましては、地下タンクや無停電電源装置、バグフィルターの点検整備に要する費用でございます。

次のガラス類・ペットボトル等処分業務委託費につきましては、ガラス類、ペットボトル等をリサイクルするための中間処理に要する費用でございます。

その他、ごみ処理に係る業務委託費として経常経費を計上しているほか、令和5年度から継続費としてごみ処理施設の基幹的設備改良工事を実施するための長寿命化総合計画の策定費用として1,000万円を計上しております。

次に、13節使用料及び賃借料の重機借上料につきましては、場内で使用している6台の重機借り上げに要する費用でございます。

次に、14節工事請負費につきましては、焼却炉内のれんが等の補修工事及び粗大ごみ処理施設のバグフィルターろ布交換工事並びにごみ処理施設のポンプ等更新工事に要する費用でございます。

20ページをお開きください。17節備品購入費につきましては、工場棟内に設置されている排ガス分析計について、精密機器につき猛暑対策としてスポットクーラー2台の購入及び施設内の連絡用として使用するトランシーバー4台の購入に要する費用でございます。

続きまして、3目し尿処理費、10節需用費の消耗品費につきましては、現場機器で使用するVベルト、バルブ、膜カートリッジ等の消耗部材を購入する費用でございます。

次の機械修繕料につきましては、し尿処理施設における緊急的な修繕に要する費用でございます。

1つ飛んで、薬品費につきましては、し尿を処理する過程で汚泥を凝集させるための薬剤、リンの除去、処理過程でのpH調整などに必要な9種類の薬品を購入する費用でございます。

次の機械点検整備料につきましては、し尿処理施設内のポンプ、遠心分離機等の点検整備に要する費用でございます。

次の12節委託料の2つ目、し尿処理施設清掃業務委託費につきましては、し尿を貯留する各槽内の沈殿物を清掃、除去するための業務委託費と高度処理用活性炭の交換に要する費用でございます。

次のし尿処理施設環境測定業務委託費につきましては、法令に基づき、し尿放流水、脱水汚泥の

成分を測定する業務委託費でございます。

次の脱水汚泥処分業務委託費につきましては、し尿の処理過程で発生する脱水汚泥を民間業者に委託して処分するための業務委託費で、県内の堆肥化事業者2社に委託をしておりましたが、そのうち1社が撤退をしたことにより、県外へ処分先を変更することになりました。これにより、前年度より1,530万5,000円の増となっております。

続きまして、4目リサイクル促進費、7節報償費につきましては、リサイクルプラザ事業として予定している体験講座における講師謝礼でございます。

次に、2つ飛びまして、12節委託料のリサイクルプラザ運営等業務委託費につきましては、リサイクルステーションの窓口受付業務のほか、家具類の補修業務等について、公益社団法人いきいき埼玉へ委託する費用でございます。

次に、17節備品購入費につきましては、リサイクルステーションの受入作業員の熱中症対策として、スポットクーラー1台を購入するための費用でございます。

21ページを御覧ください。4款1項1目元金の22節償還金、利子及び割引料につきましては、ストックヤード整備事業3件、ごみ焼却施設延命化事業5件、ごみ焼却施設改修事業など7件、合計15件に対する地方債元金でございます。

2目利子につきましては、地方債借入れに係る利子でございます。

最後に、5款予備費につきましては、前年と同額を計上しております。

次に、22ページから37ページまでにつきましては、給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書を掲載しておりますので、ご参照いただければと存じます。

以上で議案第6号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○江原浩之議長 説明が終わりました。



◎議案第6号に対する質疑

○江原浩之議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、斎藤議員。

○11番 斎藤信治議員 最初に、歳入のところで分担金が減っていますよね。今のこのご時世で分担金が減るとするのは想像できない、これ多分、こっちが考えるに、伊奈町が入ったからこれが減ったのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○江原浩之議長 齋藤次長。

○齋藤芳和次長兼庶務課長兼会計室長 分担金につきましては、組合の経費でございまして、組合事業に係る収入、不燃物収集運搬の負担金を充てて不足する額について負担いただいているものでございます。令和6年度につきましては、予算規模が前年より1億4,479万5,000円減となっているほか、負担金が前年度よりも増えていること、またこちらは世帯数の増加であったり、伊奈町からの負担金が増加しているものでございます。また、7月からの搬入ごみ手数料の改定も見込んでおりますので、収入が増えた分分担金が減っている、予算規模も小さくなっているのです、そういったところで分担金が減っているものでございます。

以上です。

○江原浩之議長 ほかに質疑ありますか。

8番、武藤議員。

○8番 武藤康史議員 歳入のところでお聞きいたします。

使用料及び手数料の増額になっている、12月議会で条例改正した搬入ごみの料金改定に関わる増加分が先ほどのご説明で3,000万強というお話でございました。12月の条例改正の議論におきましては、年間で約6,000万、5,800から6,000ぐらいの数字がありまして、今回7月からなので4分の3になるので、それだと4,500万ぐらいの増になるかと思っておったのですけれども、今回のそのごみ、収入増の見込み方がちょっと控えめというか、少ないのではないかという気がするのですけれども、これは駆け込みで7月までどかっと来るので、それ以降減るとか、そういう要素を織り込んで、単純な年間の利用料の上げ分に対する増加分よりも減ってきているということなのでしょうか。

○江原浩之議長 高橋次長。

○高橋利男次長兼廃棄物対策課長 今の質問に回答いたします。

令和4年度と令和5年度の搬入ごみの比較をしてみますと、許可業者及び一般持込みのごみの搬入量が、近年物価上昇などの影響の理由によって排出抑制をお店等がしている関係上、ごみの持込み量が減少している傾向にあるのです。それがありまして、搬入ごみ手数料の搬入額が前回の議会でご報告した額より1,307万円ほど減になってしまうので、今回手数料については、収入については3,000万で上げさせていただいております。

なお、手数料の算定根拠としましては、令和6年7月以降9か月で計算しておりますので、3,000万ということになっております。

○江原浩之議長 ほかに質疑ありませんか。

6番、石渡議員。

○6番 石渡征浩議員 9ページの歳入のところで、伊奈町の2,154万円というこの数字なのですけれども、当然分担金がない中での一時的な負担金をいただくというような形になると思うのですけ

れども、先ほどの説明で、蓮田白岡については1世帯当たり月500円と、伊奈町は1か月当たり60トンという想定でというお話だったのですけれども、この2,154万の算出根拠といいますか、要は蓮田白岡と違って分担金がないと、その分この負担金のほうに多少蓮田白岡の基準よりも乗せた数字になっているのかどうかとか、その辺のところを確認したいのですが。

○江原浩之議長 高橋次長。

○高橋利男次長兼廃棄物対策課長 伊奈町から搬入するごみの料金なのですが、こちらにつきましては、ごみの処理料金の実費相当をいただく形で計算しております。伊奈町から、1日当たり約30トンのごみをこちら受け入れるような形になっておりまして、実際出る量としましては、その倍の60トンが1日伊奈町から発生しているということになります。その半分の量については上尾市へ持って行って、半分はうちの組合、それが1か月になりますので、合計600トンをごちら組合の搬入する形になっておりまして、その600トンで1トン当たり事務経費等を抜きましたごみの実費相当で3万5,900円をいただく形を取っておりますので、合計2,154万円ということで金額を上げさせていただいております。

○江原浩之議長 6番、石渡議員。

○6番 石渡征浩議員 そうすると、蓮田白岡については1世帯当たり月500円ということですよ。それで、掛ける世帯数か何かで出していると思うのですがけれども。確認したいことは、伊奈町は実費相当だと、仮に蓮田と白岡は1世帯当たり月5,000円だったときに、それは大体実費と同じぐらいの金額になるのかどうかと、その確認をしたいのです。

○江原浩之議長 齋藤次長。

○齋藤芳和次長兼庶務課長兼会計室長 まず、負担金なのですが、不燃物の収集運搬負担金という形で、1世帯当たり140円を両市から負担いただいております。伊奈町の負担金につきましては、月間で600トン受け入れる予定となっております。先ほど搬入ごみ手数料のお話をしたときに、実際のところ処理にかかっている経費は10キログラム当たり440円かかっているというお話で、産業廃棄物は440円いただきます。一般廃棄物についてはその半分の220円という形で今回手数料改定をさせていただいております。今回伊奈町につきましては、440円かかっているところですが、職員の人件費分は除いた形ということで、今回359円をいただくという形で予算計上させていただいております。

以上でございます。

○江原浩之議長 ほかに質疑ありませんか。

8番、武藤議員。

○8番 武藤康史議員 歳出のところでお伺いします。

3款衛生費の2項じん芥処理費の特定財源、その他で4億8,800万となっているのですが、これは何なのでしょう。18ページです。すみません。

〔議長、休憩お願いします〕という人あり〕

○江原浩之議長 答弁整理のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時22分

○江原浩之議長 現在員12名であります。再開いたします。

齋藤次長。

○齋藤芳和次長兼庶務課長兼会計室長 じん芥処理費のほうの特定財源につきましては、使用料及び手数料と負担金、財産収入繰入金等の金額をここに充てさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○江原浩之議長 ほかに質疑はございませんか。

7番、深田議員。

○7番 深田康孝議員 先ほど予算額が約1億4,000万ほど抑えられたというご説明がありましたけれども、主な理由としては何でしょうか。

○江原浩之議長 齋藤次長。

○齋藤芳和次長兼庶務課長兼会計室長 歳出の経費で、主に大きな金額で減額となっている要素につきましては、まず電気料であったり、あとはじん芥処理費の中でバグフィルターのろ布交換工事ということで、令和4年度に2号炉、令和5年度に3号炉という形で、令和5年度につきましては5,423万円の工事が行われました。こちら工事が完了したことによって工事費の減額であったり、また土木費ということで、白岡市道2145号線の工事請負費6,982万8,000円が減額となったものでございます。

以上でございます。

○江原浩之議長 ほかに質疑ありませんか。

11番、齋藤議員。

○11番 齋藤信治議員 ちょっと細かい話ですが、最初に5ページの債務負担行為でお聞かせ願いたいのですが、最初に剪定枝等処分業務委託費とあるのですが、これ前年度188万だったかな、ぐらいなので、539万になったということでもかなりの増額ですね。それと、その下のほうの脱水汚泥処分業務委託費です。これ前年度2,974万ですね。今回5,081万ということで、これも大きく変わっているのですが、この理由教えていただけますか。

○江原浩之議長 片岡施設管理課長。

○片岡 司施設管理課長 まず、剪定枝等処分業務委託についてですが、こちらの大幅増の要因ということですが、この理由につきましては、こちらについてはさいたま市内と白岡市内にある

民間業者2社に処理をお願いしているところでございます。今年度令和5年度につきましては、さいたま市で処理を行う処分業務委託費のみの債務負担行為を計上いたしまして、白岡市内での処理については、新年度が始まって4月に契約の事務を行っておりましたが、4月にかけて搬入量が多いため、組合内に剪定枝の保管スペースが必要なことから、令和6年度につきましては債務負担行為として計上させていただいております。

もう一つの脱水汚泥の関係につきましては、先ほど事務局長のほうから話がありましたけれども、県内の堆肥化事業者が2社ありましたが、この関係でそのうちの1社が堆肥化事業から撤退したということで、県外へ処分先を変更することになりました。これにより処分費が増額になったことに加え、運搬費につきましても増額になったというものでございます。

以上でございます。

○江原浩之議長 11番、斎藤議員。

○11番 斎藤信治議員 剪定枝の話で、白岡の業者は撤退したわけではないのですか。

○江原浩之議長 片岡施設管理課長。

○片岡 司施設管理課長 白岡の事業者は撤退したわけではございません。新たに委託業務として債務負担行為を、今までも委託業務2社をお願いしていたのですけれども、債務負担行為として4月からの業務ということで、こちらのほうに計上させていただいたということになります。

○江原浩之議長 ほかに質疑ありませんか。

8番、武藤議員。

○8番 武藤康史議員 18ページの歳出、上から3番目、施設維持管理運転業務委託費のところでお聞きします。これ昨年と全く同じくらい3,600万以上の結構大幅な増額になっているのですけれども、この理由について教えていただけますでしょうか。

○江原浩之議長 片岡施設管理課長。

○片岡 司施設管理課長 施設管理業務委託につきましては、こちらにつきましては、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、し尿処理施設の3施設の維持管理を委託しております。今回の主な増額の内容といたしましては、ごみ処理施設の老朽化が進んでおりますので、機器保守等の人員としてごみ処理施設担当者を3名4班体制から4名4班体制といたしまして、4名増となったための増額でございます。

以上でございます。

○江原浩之議長 ほかに質疑ありませんか。

8番、武藤議員。

○8番 武藤康史議員 計画策定の業務委託についてお聞きいたします。

まず、14ページの一番下から2番目に一般廃棄物処理基本計画策定委託費が計上されており、それから19ページの下から7行目ですか、長寿命化計画等策定業務委託費が1,000万円計上されてい

ますが、結構その事業にとっては基幹的な計画だと思うのですけれども、この委託先はどこになるのでしょうか。

○江原浩之議長 高橋次長。

○高橋利男次長兼廃棄物対策課長 一般廃棄物基本計画につきましては、パシフィックコンサルタンとと契約をさせていただきました。

○江原浩之議長 片岡施設管理課長。

○片岡 司施設管理課長 もう一つの長寿命化策定業務委託につきましては、国際航業というところに委託をしております。

以上でございます。

○江原浩之議長 ほかに質疑ありませんか。

11番、斎藤議員。

○11番 斎藤信治議員 今の廃棄物基本計画策定の業務なのですけれども、これ来年度から、具体的な策定のそのスケジュール等何か決まっていますか。

○江原浩之議長 高橋次長。

○高橋利男次長兼廃棄物対策課長 一般廃棄物基本計画は当組合の一般廃棄物処理行政における最上位計画となっております。この計画、現行の計画は令和2年度の計画の初年度として、令和11年を目標として計画したものでございます。計画の内容につきましては、大きな変更があった場合に見直すということになっておりまして、5年度の6月に策定され、ごみ処理整備基本構想が5年度6月に作成されたものを踏まえて全体的に見直すことになりまして、今回改正を行ったものです。令和5年度のデータの反映がありますので、一応5年度から始まりまして6年度の早々には完了するというので、2か年ということに継続して取らせていただいております。

以上となります。

○江原浩之議長 ほかに質疑ありませんか。

11番、斎藤議員。

○11番 斎藤信治議員 13ページに議会費の備品購入で机を4台で120万というお話があったと、机4台が、これ聞き間違いでなければ1台30万の机、どんなのを入れるのでしょうか。

○江原浩之議長 斎藤次長。

○斎藤芳和次長兼庶務課長兼会計室長 今現状で新型コロナウイルスの感染症対策としてスペースを空けるために、会議用のテーブルを暫定的に置かせていただいております。こちら4か所につきまして、正式に議場用の机、今現在使っているこの茶色い机と同じようなものを購入するための費用として見積りを徴収したところ、この1台が30万1,400円という値段になっております。

以上でございます。

○江原浩之議長 11番、斎藤議員。

○11番 齋藤信治議員 別にこれを30万の机が欲しいとは思わないのですが、そんなのだったら市民のために使ってほしいなと思います。

それともう一点、一般職給与で350万減っています。このご時世給与が減るのかというのが素朴な疑問なのですが、いかがでしょうか。

○江原浩之議長 齋藤次長。

○齋藤芳和次長兼庶務課長兼会計室長 こちらの減額の理由につきまして、職員数29名は変わりませんけれども、職員が入れ替わりました。役職上位の者と今回新規採用職員3名に代わりましたので、人数は変わらないのですが、人件費が下がった分が減額となっている、そのようなところでございます。

○江原浩之議長 11番、齋藤議員。

○11番 齋藤信治議員 分かりました。では、それに絡むのかな、25ページの平均昇給率って1.41%とあります。昨今のニュースを見る限り、今のところまだ大企業ですけれども、平均率5%上がっているとか、そういう話をしているときに、1.41%で職員が集まるのかというような心配なのですが、1.41%でいいのでしょうか。

○江原浩之議長 齋藤次長。

○齋藤芳和次長兼庶務課長兼会計室長 組合におきましては、令和5年8月の人事院勧告に基づきまして給料表を改定しているところでございます。こちらで示している1.41%ですが、あくまでもこちらにつきましては平均という形になっております。また、給料の改定につきましては、若年層を中心に、初任給とか若年層においた改正でございます。実際のところ、組合の場合、高卒の初任給では1万3,500円の増、昇給率8.2%、大卒の初任給は1万700円の増で、昇給率は5.6%となっております。こちらは給料表の話です。また、組合の職員の中で最も昇給率が高い職員は、2級の主事級の職員、こちらで3.13%となっております。このような状況でございます。

以上でございます。

○江原浩之議長 ほかに質疑ありませんか。

12番、菱沼議員。

○12番 菱沼あゆ美議員 確認みたいなことになって申し訳ないのですが、21ページの土木費の廃目になった道路新設改良費なのですけれども、今後これをまた復活させるようなことはあるのでしょうか。

○江原浩之議長 片岡施設管理課長。

○片岡 司施設管理課長 これにつきましては、白岡市道の2145号線の道路工事で発生する残土の処分に当たりまして、工事場所から5か所土壌分析調査を行いました。その実施したところ、2か所から基準値0.8ミリigramのところのフッ素が検出されたということになりました。この残土の処分につきましては処分費が高額となるために、残土の発生量を減らし工事内容を変更することが可

能であるか、関係各所と調整中のございまして、結論が出ていないため、令和7年度の予算計上は見送ることといたしました。

これについては、今後白岡市の建築課から次回の適合証明が必要となる建築物を造る前までに道路の幅員を5メートルから6メートルにしておいてくださいという指導でございます。これについては、ごみ処理施設を新設することも考えられましたので、令和4年度に道路設計を完了しましたので、令和6年度の予算を計上いたしました。

今回ごみ処理施設の既存施設の延命化に方針が決まりましたので、現時点では適合証明が必要となる建物を造る予定はございません。今後、プラスチックの分別収集を行う際、委託先によっては組合地内に保管施設を造る必要が生じる可能性があります、基幹的設備改良工事の完了予定が令和11年でございますので、令和9年度頃に適合証明の申請を行うということを考えております。

以上でございます。

○12番 菱沼あゆ美議員 ありがとうございます。

○江原浩之議長 ほかに質疑ありませんか。

9番、近藤議員。

○9番 近藤純枝議員 ただいまのご質疑の点に関連いたしましてですが、フッ素が出たということなのですけれども、これに関しましては、市民といたしましては、この搬入だとかをする方たちに対しても問題はないということよろしいのでしょうか。

○江原浩之議長 片岡施設管理課長。

○片岡 司施設管理課長 こちらにつきましては、基準値を超えるフッ素が検出されたということですが、白岡市の環境課から埼玉県東部環境管理事務所に確認をしていただきました。フッ素は自然界に存在するものでございますので、処分する場合は汚染土としての処分が必要となりますが、基準値を超えていてもそのままにしておいても問題ないということでございます。フッ素は化学的に合成されたものではなく、自然界に多く分布している元素の一つでございます。地中にも海水にも含まれている自然環境の物質でございます。そういったことから問題ございません。

以上でございます。

○江原浩之議長 9番、近藤議員。

○9番 近藤純枝議員 ありがとうございます。こちらを検査をする場所というのはどこかはお答えいただけますでしょうか。

○江原浩之議長 片岡施設管理課長。

○片岡 司施設管理課長 濃度検査の箇所ということでよろしいですか、検査機関ということで。

○9番 近藤純枝議員 検査機関を。

○片岡 司施設管理課長 検査機関につきましては、専門の検査機関に委託して検査を実施いたしました。

以上でございます。

○9番 近藤純枝議員 ありがとうございます。

○江原浩之議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○江原浩之議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○江原浩之議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○江原浩之議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○江原浩之議長 これより採決に入ります。

議案第6号 令和6年度蓮田白岡衛生組合一般会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○江原浩之議長 ご着席ください。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時43分

○江原浩之議長 現在員12名であります。再開いたします。

休憩前に引き続き会議を続行いたします。

◇

◎副管理者の挨拶

○江原浩之議長　ここで副管理者から挨拶のための発言を求められておりますので、これを許可いたします。

藤井副管理者。

○藤井栄一郎副管理者　それでは、江原議長さんのお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和6年第1回蓮田白岡衛生組合議会定例会のご案内申し上げましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、そしてまた季節外れの寒さの中ご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

ご提案申し上げました議案につきましては、慎重なるご審議を賜り、ご同意、そしてまたご可決を賜りましたこと、改めて重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

今後におきましても、市民生活に支障を来すことのないよう、適切な施設の維持管理に努めてまいりますので、議員の皆様方のご理解、ご支援を賜りますようよろしくお願いしたいと思います。今後も職員一丸となって施設運営に当たってまいります所存でございますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

結びとなりますが、議員の皆様方のご健勝にてのご活躍をご祈念申し上げ、甚だ簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

◇

◎閉会の宣告

○江原浩之議長　以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて令和6年第1回蓮田白岡衛生組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会　午前10時45分